

向日市妊婦健康診査助成制度について

(1) 助成対象者

向日市に住民票があり京都府内、大阪府内産婦人科医院・病院及び京都府内助産院以外で妊婦健康診査を受診される方

(2) 助成制度の利用について

妊婦健康診査を受診される時は、「向日市妊婦健康診査公費負担受診券つづり」を医療機関に提示し、受診日、医療機関名及び健診結果を記入してもらってください。健診費用をお支払いいただき、医療機関の発行する領収書をお願いします。

(3) 助成金の申請手続きについて

助成金の請求は受診日から1年以内に行ってください。

〈申請に必要な書類〉

- ①向日市妊婦健康診査助成金交付申請書⇒※向日市役所のホームページからダウンロードできます。
- ②向日市妊婦健康診査公費負担受診券つづり
(受診日、医療機関名、健康診査所見が記載されたもの)
- ③医療機関が発行する領収書 (コピー可)
- ④母子健康手帳妊婦健康診査記録欄の写し (コピー)
- ⑤本人名義の振込み口座のわかるもの
- ⑥印鑑

(4) 助成金の支払い

- ①提出していただいた書類を審査のうえ、交付決定通知書を送付します。
- ②助成金額には、限度額があるため、支払い金額の全額助成はできません。交付申請額についてわからない場合はお気軽にお問い合わせください。
- ③助成金は、口座振込みとさせていただきます。

(5) 注意事項

「向日市妊婦健康診査公費負担受診券つづり」は、受診前に切り離してしまうと無効になりますのでご注意ください。

[お問い合わせ]

向日市 市民サービス部 健康推進課 ☎ 075-874-2697 (直通)